

第二号様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1)~(3) (略)

(4) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類

届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。

(5) 届出の対象とした募集(売出)金額

募集又は売出しごとに発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

なお、募集(売出)有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。

「発行価格」若しくは「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) (略)

(7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、証券取引所又は証券業協会について記載すること。

(8) 新規発行株式

a・b (略)

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の許可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、償還株、議決権制限株等の数種の株式を発行する場合には、その株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

d (略)

(9) 募集の方法

a 株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものとその他のものに区分しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。

なお、一般募集の場合であつて株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

第二号様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1)~(3) (略)

(4) 募集(売出)有価証券の種類

届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。

(5) 募集(売出)金額

募集又は売出しごとに発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

なお、募集(売出)有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。

「発行価格」若しくは「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) (略)

(7) 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

写しを公衆の縦覧に供する主要な支店、証券取引所又は証券業協会について記載すること。

(8) 新規発行株式

a・b (略)

c 「摘要」欄には、新規発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、償還株、議決権制限株等の数種の株式を発行する場合には、その株式の具体的な内容を「摘要」欄に記載すること。

d (略)

(9) 募集の方法

a 株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものとその他のものに区分しその募集数を、それぞれ「摘要」欄に記載すること。

なお、一般募集の場合であつて株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を「摘要」欄に記載すること。

- b ~ d (略)
- (10) 募集の条件
- a ~ c (略)
- d 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の新株引受権の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。
- e・f (略)
- (11) (略)
- (12) 新規発行新株予約権証券
- a ~ d (略)
- e 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。
- また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。
- f 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を欄外に記載すること。
- g ~ i (略)
- (13) ~ (21) (略)
- (22) 売出有価証券
- a ~ c (略)
- d 売出社債に保証が付されている場合には、その内容及び条件等を欄外に記載すること。
- e (略)
- f 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて発行者が申込みにより格付(指定格付機関から取得しているものに限る。)を取得している場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を欄外に記載すること。
- なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨を記載すること。
- (23) 売出しの条件
- a・b (略)
- c 株式受渡期日その他売出しの手続上必要な事項を欄外に記載すること。
- d ~ f (略)
- (24) ~ (37) (略)
- (38) 株式の総数等

- b ~ d (略)
- (10) 募集の条件
- a ~ c (略)
- d 「摘要」欄には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の新株引受権の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。
- e・f (略)
- (11) (略)
- (12) 新規発行新株予約権証券
- a ~ d (略)
- e 「摘要」欄には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。
- また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。
- f 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を「摘要」欄に記載すること。
- g ~ i (略)
- (13) ~ (21) (略)
- (22) 売出有価証券
- a ~ c (略)
- d 売出社債に保証が付されている場合には、その内容及び条件等を「摘要」欄に記載すること。
- e (略)
- f 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて発行者が申込みにより格付(指定格付機関から取得しているものに限る。)を取得している場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を「摘要」欄に記載すること。
- なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨を記載すること。
- (23) 売出しの条件
- a・b (略)
- c 株式受渡期日その他売出しの手続上必要な事項を「摘要」欄に記載すること。
- d ~ f (略)
- (24) ~ (37) (略)
- (38) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、償還株、議決権制限株等の種類を記載し、その株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

なお、商法第211条ノ2第4項に規定する種類の株式(以下この様式、第三号様式及び第五号様式において「無議決権株式」という。)又は商法第222条第4項に規定する議決権制限株式(無議決権株式を除く。以下この様式、第三号様式及び第五号様式において「議決権制限株式」という。)であつても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載すること。

c (略)

d 現物出資があるときは、その旨を欄外に記載すること。

e・f (略)

(38-2) (略)

(39) 発行済株式総数、資本金等の推移

a (略)

b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態(有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等)、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は利益処分による資本組入れを行つた場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c (略)

(40)・(41) (略)

(42) 議決権の状況

a・b (略)

c 「議決権制限株式(自己株式等)」の欄には、議決権制限株式(単元未満株式を除く。d及びeにおいて同じ。)のうち、商法第241条第2項の規定により議決権を有しない株式(この様式、第三号様式及び第五号様式において「自己保有株式」という。)及び同条第3項の規定による議決権を有しない株式(この様式、第三号様式及び第五号様式において「相互保有株式」という。)について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、償還株、議決権制限株等の種類を記載し、その株式の具体的な内容を「摘要」欄に記載すること。

なお、商法第211条ノ2第4項に規定する種類の株式(以下この様式、第三号様式及び第五号様式において「無議決権株式」という。)又は商法第222条第4項に規定する議決権制限株式(無議決権株式を除く。以下この様式、第三号様式及び第五号様式において「議決権制限株式」という。)であつても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を「摘要」欄に記載すること。

c (略)

d 現物出資があるときは、その旨を「摘要」欄に記載すること。

e・f (略)

(38-2) (略)

(39) 発行済株式総数、資本金等の推移

a (略)

b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態(有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等)、発行価格及び資本組入額を「摘要」欄に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を「摘要」欄に記載すること。

新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を「摘要」欄に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は利益処分による資本組入れを行つた場合における資本金の増加については、その内容を「摘要」欄に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を「摘要」欄に記載すること。

c (略)

(40)・(41) (略)

(42) 議決権の状況

a・b (略)

c 「議決権制限株式(自己株式等)」の欄には、議決権制限株式(単元未満株式を除く。d及びeにおいて同じ。)のうち、商法第241条第2項の規定により議決権を有しない株式(この様式、第三号様式及び第五号様式において「自己保有株式」という。)及び同条第3項の規定による議決権を有しない株式(この様式、第三号様式及び第五号様式において「相互保有株式」という。)について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

d (略)

e 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。この様式、第三号様式及び第五号様式において「完全議決権株式」という。)のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数の数及び内容を記載すること。

f・g (略)

h 「他人名義」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となつている場合であつても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

3)・(44) (略)

(45) 前決議期間における自己株式の取得等の状況

a (略)

b 「定時総会決議による買受けの状況」

(a) 「定時株主総会での決議状況」の欄には、前定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議により決議された株式の総数(この様式において「前授権株式数」という。)及び価額の総額(この様式において「前授権株式総額」という。)を記載すること。
なお、当該定時株主総会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(b) (略)

(c) 「未行使割合」の欄には、残存授権株式数を前授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額を前授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。

なお、株式の総数又は価額の総数の双方又はいずれかについて未行使割合が5割以上である場合には、その理由を欄外に記載すること。

(d) 欄外には、前授権株式数を前定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数で除して計算した割合、同法第210条ノ2第2項に規定する賠償責任が生じた場合のその内容、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

c 「子会社からの買受けの状況」

(a) 「取締役会での決議状況」の欄には、子会社保有自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総額(このcにおいて「前決議株式数」という。)及び価額の総額(このcにおいて「前決議株式総額」という。)を記載すること。

なお、当該決議のあつた取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(b) (略)

d (略)

e 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。この様式、第三号様式及び第五号様式において「完全議決権株式」という。)のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

f・g (略)

(新設)

(43)・(44) (略)

(45) 前決議期間における自己株式の取得等の状況

a (略)

b 「定時総会決議による買受けの状況」

(a) 「定時株主総会での決議状況」の欄には、前定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議により決議された株式の総数(この様式において「前授権株式数」という。)及び価額の総額(この様式において「前授権株式総額」という。)を記載すること。
なお、当該定時株主総会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を「摘要」欄に記載すること。

(b) (略)

(c) 「未行使割合」の欄には、残存授権株式数を前授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額を前授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。

なお、株式の総数又は価額の総数の双方又はいずれかについて未行使割合が5割以上である場合には、その理由を「摘要」欄に記載すること。

(d) 「摘要」欄には、前授権株式数を前定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数で除して計算した割合、同法第210条ノ2第2項に規定する賠償責任が生じた場合のその内容、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

c 「子会社からの買受けの状況」

(a) 「取締役会での決議状況」の欄には、子会社保有自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総額(このcにおいて「前決議株式数」という。)及び価額の総額(このcにおいて「前決議株式総額」という。)を記載すること。

なお、当該決議のあつた取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を「摘要」欄に記載すること。

(b) (略)

(c) 「未行使割合」の欄には、残存決議株式数を前決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を前決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。

なお、株式の総数又は価額の総額の双方又はいずれかについて未行使割合が5割以上である場合には、その理由を欄外に記載すること。

(d) (略)

d～f (略)

(46) 当決議期間における自己株式の取得等の状況

a (略)

b 「定時総会決議による買受けの状況」

(a) 「定時株主総会での決議状況」の欄には、直近の定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議により決議された株式の総数(この様式において「当授權株式数」という。)及び価額の総額を記載すること。なお、当該定時株主総会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(b)・(c) (略)

(d) 欄外には、当授權株式数を直近の定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数で除して計算した割合、公開買付けにより自己株式を取得している場合のその概要等を記載すること。

c 「子会社からの買受けの状況」

(a) 「取締役会での決議状況」の欄には、当決議期間における自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数及び価額の総額を記載すること。なお、当該決議のあつた取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(b)～(e) (略)

d～f (略)

(47) (略)

(48) 前決議期間における自己株式の買受け等の状況

a (略)

b 「資本減少のための買受け等の状況」

(a) 「株主総会での特別決議の状況」の欄には、資本減少に係る特別決議により決議された株式の総数(この号において「前特別決議株式数」という。)及び価額の総額(この号において「前特別決議株式総額」という。)を記載すること。なお、当該資本減少に係る特別決議を行つた株主総会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(b)・(c) (略)

(c) 「未行使割合」の欄には、残存決議株式数を前決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を前決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。

なお、株式の総数又は価額の総額の双方又はいずれかについて未行使割合が5割以上である場合には、その理由を「摘要」欄に記載すること。

(d) (略)

d～f (略)

(46) 当決議期間における自己株式の取得等の状況

a (略)

b 「定時総会決議による買受けの状況」

(a) 「定時株主総会での決議状況」の欄には、直近の定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議により決議された株式の総数(この様式において「当授權株式数」という。)及び価額の総額を記載すること。なお、当該定時株主総会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を「摘要」欄に記載すること。

(b)・(c) (略)

(d) 「摘要」欄には、当授權株式数を直近の定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数で除して計算した割合、公開買付けにより自己株式を取得している場合のその概要等を記載すること。

c 「子会社からの買受けの状況」

(a) 「取締役会での決議状況」の欄には、当決議期間における自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数及び価額の総額を記載すること。なお、当該決議のあつた取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を「摘要」欄に記載すること。

(b)～(e) (略)

d～f (略)

(47) (略)

(48) 前決議期間における自己株式の買受け等の状況

a (略)

b 「資本減少のための買受け等の状況」

(a) 「株主総会での特別決議の状況」の欄には、資本減少に係る特別決議により決議された株式の総数(この号において「前特別決議株式数」という。)及び価額の総額(この号において「前特別決議株式総額」という。)を記載すること。なお、当該資本減少に係る特別決議を行つた株主総会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議している場合は、その決議内容を「摘要」欄に記載すること。

(b)・(c) (略)

(d) 欄外には、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

c 「定款の定めによる利益による消却のための買受け等の状況」

(a) (略)

(b) 「定款の定めの内容」の欄には、定款による自己株式の消去に係る当該定款に定められている株式の総数及び価額の総額（定款に定められていない場合はその旨）を記載すること。なお、当該定款において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項が定められている場合は、その内容を欄外に記載すること。

d～f (略)

(49)～(53) (略)

(54) 連結財務諸表

a (略)

b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明書を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(55)～(60) (略)

(61) 財務諸表

a (略)

b 財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書及び中間監査報告書は、財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明書を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

c～e (略)

(62)～(69) (略)

(70) 提供会社の参考情報

a (略)

b 臨時報告書が該当書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて

(d) 「摘要」欄には、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

c 「定款の定めによる利益による消却のための買受け等の状況」

(a) (略)

(b) 「定款の定めの内容」の欄には、定款による自己株式の消去に係る当該定款に定められている株式の総数及び価額の総額（定款に定められていない場合はその旨）を記載すること。なお、当該定款において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項が定められている場合は、その内容を「摘要」欄に記載すること。

d～f (略)

(49)～(53) (略)

(54) 連結財務諸表

a (略)

b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表及び中間連結財務諸表の直前にとじ込むこと。

なお、連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明書を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しをとじ込むこと。

(55)～(60) (略)

(61) 財務諸表

a (略)

b 財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書及び中間監査報告書は、財務諸表及び中間財務諸表の直前にとじ込むこと。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明書を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しをとじ込むこと。

c～e (略)

(62)～(69) (略)

(70) 提供会社の参考情報

a (略)

b 臨時報告書が該当書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

記載すること。

c (略)

(71) (略)

(72) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a・b (略)

c 「一 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

d 「二 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

(73)~(77) (略)

c (略)

(71) (略)

(72) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a・b (略)

c 「八 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

d 「三 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

(73)~(77) (略)